

放射線管理委員会規程

平成23年3月12日 制 定

(はじめに)

診療放射線技師は、放射線利用施設における適正な放射線管理、医療施設における医療被ばくの低減、さらには放射線事故等の緊急被ばくから国民の安全を確保するために常に努力していかねばならない。そのために日本放射線技師会は、放射線管理士を認定した。

一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）においても、放射線管理士の役割実践を通じて、道民の福祉に貢献するために当法人定款第4条に基づき放射線管理の実践および放射線管理士の育成を目的にこの規程を定める。

(総 則)

第1条 当法人の目的遂行のため、当法人に放射線管理委員会（以下、「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は、当法人の名称を冠し随時開催する。

(役員及び選任)

第2条 本委員会には次の役員をおく。

- (1) 委員委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名

2 役員は、理事会の同意を得て放射線管理に精通した会員の中から当法人会長が委嘱する。役員に欠員が生じた場合も同様とする。

3 部委員長、副委員長、事務局長は互選にて選出しなければならない。

(役員 の 職務)

第3条 委員長は本委員会を代表し、本委員会を統治する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

(任 期)

第4条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員補充により役員に任命された者の任期は前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 役員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。役員でなくなった場合も同様とする。

(部会 の 権限)

第6条 本委員会会は、次の事項を提言、助言する。

- (1) 道民に対する放射線安全利用の知識の普及と啓発に関する事業
- (2) 放射線の障害防止および管理技術の指導普及に関する事業
- (3) 医療被ばく低減に向けた調査研究に関する事業
- (4) 緊急被ばく時の対応態勢整備に関する事業
- (5) 会員および放射線管理士に対する教育訓練の実施
- (6) 放射線管理士取得の推進
- (7) その他各号の事業を達成するために必要な事業

(会 議)

第7条 会議は部会長が招集する。

附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程に定めなき事項については、当法人の諸規程に準ずるものとする。
- 3 この規程は平成23年3月12日より施行する。